

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年12月16日(2021.12.16)

【公表番号】特表2020-533028(P2020-533028A)

【公表日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【年通号数】公開・登録公報2020-047

【出願番号】特願2019-565556(P2019-565556)

【国際特許分類】

A 47 L 9/10 (2006.01)

A 47 L 9/14 (2006.01)

A 47 L 9/02 (2006.01)

【F I】

A 47 L 9/10 D

A 47 L 9/14

A 47 L 9/02 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月29日(2021.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クリーニングデバイスに取り外し可能に取り付け可能なクリーニングヘッドであって、上側及び下側と、吸引入口と、を有し、前記クリーニングヘッドの前記下側は、クリーニングされる表面に接触するように構成される、クリーニングヘッドと、

前記クリーニングヘッドに永久的に取り付けられ、かつ、前記吸引入口から塵を受け取るよう構成された集塵チャンバと、を備え、

前記集塵チャンバは、前記集塵チャンバを損傷することなく、前記集塵チャンバ内の塵を処分するためにユーザが開けることはできず、

前記クリーニングヘッドは、前記クリーニングヘッドの前記下側にクリーニングシートを保持するように構成される、装置。

【請求項2】

前記クリーニングヘッドの前記下側に保持されたクリーニングシートをさらに備える、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記クリーニングシートが、前記クリーニングヘッドの前記下側に永久的に保持される、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドの前記上側に配置される、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドにヒートシールされる、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

クリーニングデバイスに取り外し可能に取り付け可能なクリーニングヘッドであって、上側及び下側と、吸引入口と、を有し、前記クリーニングヘッドの前記下側は、クリーニングされる表面に接触するように構成される、クリーニングヘッドと、

ングされる表面に接触するように構成される、クリーニングヘッドと、

前記クリーニングヘッドに永久的に取り付けられ、かつ、前記吸引入口から塵を受け取るよう構成された集塵チャンバと、を備え、

前記集塵チャンバは、前記集塵チャンバを損傷することなく、前記集塵チャンバ内の塵を処分するためにユーザが開けることはできず、

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドの前記上側から突出し、

前記集塵チャンバが、少なくとも部分的にエアフィルタによって形成される、装置。

【請求項 7】

前記クリーニングヘッドが、ごみくずを前記吸引入口から前記集塵チャンバへ移送するように構成された気流導管をさらに備える、請求項6に記載の装置。

【請求項 8】

前記吸引入口が、前記クリーニングヘッドの前部で横方向に延在する吸引ノズルを備える、請求項6に記載の装置。

【請求項 9】

前記吸引ノズルが、前記クリーニングヘッドと一体的に形成される、請求項8に記載の装置。

【請求項 10】

前記クリーニングヘッドが、熱成形されたプラスチックによって少なくとも部分的に形成された支持構造を有する、請求項6に記載の装置。

【請求項 11】

クリーニングデバイスをさらに備え、

前記クリーニングデバイスは、真空源と、ハンドルを有する本体と、前記クリーニングヘッドを前記本体に取り付けるように構成されたコネクタと、を備える、請求項6に記載の装置。

【請求項 12】

前記コネクタが、第1係合要素を含み、

前記クリーニングヘッドが、前記クリーニングヘッドを前記クリーニングデバイスの前記本体に接続するために前記第1係合要素と係合するように構成された第2係合部材を含む、請求項11に記載の装置。

【請求項 13】

噴霧ノズルと、液体を前記噴霧ノズルに供給するように構成された液体リザーバと、をさらに備える、請求項6に記載の装置。

【請求項 14】

クリーニングデバイスに取り外し可能に取り付け可能なヘッドであって、上側及びクリーニングされる表面に接触するように配置された下側と、吸引入口と、を有するヘッドと、

前記ヘッドに取り付けられ、かつ、前記吸引入口から塵を受け取るように構成された集塵チャンバであって、上壁と1つ又は複数の側壁とを有し、前記1つ又は複数の側壁の少なくとも一部はエアフィルタで形成される、集塵チャンバと、を備え、

前記集塵チャンバが、前記ヘッドに永久的に取り付けられる、装置。

【請求項 15】

前記集塵チャンバは、前記集塵チャンバを損傷することなく、前記集塵チャンバ内の塵を処分するためにユーザが開けることはできない、請求項14に記載の装置。

【請求項 16】

クリーニングデバイスに取り外し可能に取り付け可能なヘッドであって、上側及びクリーニングされる表面に接触するように配置された下側と、吸引入口と、を有するヘッドと、

前記ヘッドに取り付けられ、かつ、前記吸引入口から塵を受け取るように構成された集塵チャンバであって、上壁と1つ又は複数の側壁とを有し、前記1つ又は複数の側壁の少なくとも一部はエアフィルタで形成される、集塵チャンバと、

前記支持体に永久的に取り付けられたクリーニングシートと、を備え、
前記ヘッドが、クリーニングヘッドを備え、前記吸引入口が、吸引ノズルを含み、
前記クリーニングヘッドが、前記クリーニングシート用の支持体を備える、装置。

【請求項 17】

前記集塵チャンバが、前記ヘッドに永久的に取り付けられる、請求項 16 に記載の装置。
。

【請求項 18】

前記集塵チャンバは、前記集塵チャンバを損傷することなく、前記集塵チャンバ内の塵
を処分するためにユーザが開けることはできない、請求項 17 に記載の装置。

【請求項 19】

前記集塵チャンバは、前記集塵チャンバを損傷することなく、前記集塵チャンバ内の塵
を処分するためにユーザが開けることはできない、請求項 16 に記載の装置。

【請求項 20】

前記上面が、前記ヘッドをクリーニングデバイスに取り付けるために係合要素を受け入
れるように構成された 1 つ又は複数の凹部を含む、請求項 16 に記載の装置。

【請求項 21】

クリーニングデバイスを使用する方法であって、前記クリーニングデバイスは、真空源
と、ハンドルを含む本体と、クリーニングヘッドを前記デバイスに取り外し可能に接続す
るためのコネクタと、を含み、前記方法は、

第 1 吸引ノズルと第 1 集塵チャンバとを含む第 1 クリーニングヘッドを前記コネクタに
取り付けることと、

塵を前記第 1 吸引ノズルを通して前記第 1 集塵チャンバに移動するように前記デバイス
を操作することと、

前記第 1 クリーニングヘッドを前記コネクタから取り外すことと、

前記第 1 クリーニングヘッドを処分することと、

第 2 吸引ノズルと第 2 集塵チャンバとを含む第 2 クリーニングヘッドを前記コネクタに
取り付けることと、

を含む、方法。

【請求項 22】

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドに永久的に取り付けられる、請求項 21
に記載の方法。

【請求項 23】

前記クリーニングヘッドが、クリーニングシート用の支持体を含む、請求項 21 に記載
の方法。

【請求項 24】

取り外すことの前に、

クリーニング液を表面に適用することと、

前記第 1 クリーニングヘッドを前記表面を横切って移動することであって、クリーニン
グシートが前記クリーニングヘッドの下面に取り付けられていることと、
をさらに含む、請求項 21 に記載の方法。

【請求項 25】

クリーニングデバイスを使用する方法であって、前記クリーニングデバイスは、本体と
、ハンドルと、真空源と、前記本体に取り付けられたヘッドと、を含み、前記方法は、

吸引ノズルが第 1 集塵チャンバに流体的に接続されるように、前記第 1 集塵チャンバが
取り付けられた第 1 集塵チャンバ支持体を前記ヘッドの下側に取り付けることと、

塵を表面から前記第 1 集塵チャンバへ吸い込むように前記デバイスを操作することと、

前記第 1 集塵チャンバ支持体及び取り付けられた第 1 集塵チャンバを前記ヘッドから取
り外すことと、

前記第 1 集塵チャンバ支持体及び取り付けられた第 1 集塵チャンバを処分することと、
吸引ノズルが第 2 集塵チャンバに流体的に接続されるように、前記第 2 集塵チャンバが

取り付けられた第2集塵チャンバ支持体を前記ヘッドの前記下側に取り付けることと、
を含む、方法。

【請求項26】

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドに永久的に取り付けられる、請求項25
に記載の方法。

【請求項27】

前記クリーニングヘッドが、クリーニングシート用の支持体を含む、請求項25に記載
の方法。

【請求項28】

取り外す前に、

クリーニング液を前記表面に適用することと、

前記第1クリーニングヘッドを前記表面を横切って移動することであって、クリーニン
グシートが前記クリーニングヘッドの下面に取り付けられている、移動することと、
をさらに含む、請求項25に記載の方法。

【請求項29】

クリーニングデバイスに取り外し可能に取り付け可能なクリーニングヘッドであって、
上側及びクリーニングされる表面に接触するように配置された下側を有するクリーニング
ヘッドと、

前記クリーニングヘッドに永久的に取り付けられ、かつ、吸引入口から空気入口開口部
を介して塵を受け取るように配置された集塵チャンバと、を備え、

前記集塵チャンバには、前記空気入口開口部以外の開口部がなく、

前記クリーニングヘッドが、前記クリーニングヘッドの前記下側にクリーニングシート
を保持するように構成される、装置。

【請求項30】

前記クリーニングヘッドの前記下側に保持されたクリーニングシートをさらに備える、
請求項29に記載の装置。

【請求項31】

前記クリーニングシートが、前記クリーニングヘッドの前記下側に永久的に保持される
、請求項30に記載の装置。

【請求項32】

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドの前記上側に配置される、請求項29に
記載の装置。

【請求項33】

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドにヒートシールされる、請求項32に記
載の装置。

【請求項34】

クリーニングデバイスに取り外し可能に取り付け可能なクリーニングヘッドであって、
上側及びクリーニングされる表面に接触するように配置された下側を有するクリーニング
ヘッドと、

前記クリーニングヘッドに永久的に取り付けられ、かつ、吸引入口から空気入口開口部
を介して塵を受け取るように配置された集塵チャンバと、を備え、

前記集塵チャンバには、前記空気入口開口部以外の開口部がなく、

前記集塵チャンバが、前記クリーニングヘッドの前記上側から突出し、

前記集塵チャンバが、少なくとも部分的にエアフィルタによって形成される、装置。

【請求項35】

前記吸引入口が、前記クリーニングヘッドの前部で横方向に延在する吸引ノズルを備え
る、請求項34に記載の装置。

【請求項36】

前記吸引ノズルが、前記クリーニングヘッドと一体的に形成される、請求項35に記載
の装置。

【請求項 3 7】

前記クリーニングヘッドが、熱成形されたプラスチックによって少なくとも部分的に形成された支持構造を有する、請求項3 4に記載の装置。

【請求項 3 8】

クリーニングデバイスをさらに備え、

前記クリーニングデバイスは、真空源と、ハンドルを有する本体と、前記クリーニングヘッドを前記本体に取り付けるように構成されたコネクタと、を備える、請求項3 4に記載の装置。

【請求項 3 9】

前記コネクタが、第1係合要素を含み、

前記クリーニングヘッドが、前記クリーニングヘッドを前記クリーニングデバイスの前記本体に接続するために前記第1係合要素と係合するように構成された第2係合部材を含む、請求項3 8に記載の装置。

【請求項 4 0】

噴霧ノズルと、液体を前記噴霧ノズルに供給するように構成された液体リザーバとをさらに備える、請求項3 8に記載の装置。